

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から10年2月まで

年金記録によると、申立期間は未加入期間とされているが、海外に居住していた私に代わって、母がA市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したことを姉が記憶しており、年金手帳の「国民年金の記録」欄には納付したことがうかがえる記載がある。

このように、納付したという姉の記憶と年金手帳の記載内容が一致していることから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の「国民年金の記録」欄に国民年金保険料を納付したことがうかがえる記載があると述べており、当該年金手帳において、申立期間に係る被保険者資格（平成8年10月6日資格取得及び10年3月18日資格喪失）についての記載が確認できる。

しかしながら、B市は、「電子データによると、平成8年10月6日及び13年9月30日の資格取得に係る届出日がいずれも同年10月12日となっていることから、申立期間については、13年の加入手続時に遡って被保険者期間とし、年金手帳に記載したと推測される。」と回答していることを踏まえると、当該加入手続が行われるまで申立期間は未加入期間であったと考えられるとともに、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、海外に居住していたとしており、海外居住者については国民年金への加入は任意となるが、任意加入被保険者については、申出月からの加入及び納付となり、遡って加入できないところ、申立人に係る国民年金被保険者資格取得申出書及び申立人が所持する国民年金保

険料受領・検認書によると、平成 10 年 3 月 18 日に任意加入被保険者の資格を取得し、当該月以降の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、前述の任意加入の際、申立人に対し、基礎年金番号が付番されているが、基礎年金番号導入時に国民年金被保険者であった者については国民年金の手帳記号番号を、公的年金の被保険者資格を喪失し、当該時点で公的年金制度に未加入であった者については、基礎年金番号導入前の最終加入制度の年金番号を基礎年金番号とすることとされており、申立人については、厚生年金保険の手帳記号番号が基礎年金番号とされていることから、申立期間については、申立人が任意加入手続を行った時点において未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

加えて、申立人は、「母が A 市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したことを姉が記憶している。」と述べているが、申立人の姉は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではない上、A 市の国民年金被保険者名簿において申立期間は被保険者となっていないことが確認できることから、この記憶が申立期間の国民年金保険料の納付に係る記憶であると推認できる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、年金手帳における「国民年金の記録」の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」は、保険料の納付の有無にかかわらず被保険者資格を取得した年月日及び種別等を変更した年月日が記載されるものであって、保険料を納付したことを示すものではない。また、年金手帳に申立期間の被保険者資格を記載した経緯について、B 市は、「当時の具体的かつ詳細な資料が存在しないため不明である。」としているが、同市は未加入期間であった申立期間を強制加入対象期間と誤認し、被保険者期間とする手続を行ったものの、社会保険事務所（当時）は、申立期間は任意加入対象期間であり、制度上、遡って加入することができないため被保険者期間としなかったものとするのが自然である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
昭和 59 年 3 月に A 社に入社し、61 年 8 月に退社したが、同社における厚生年金保険の加入記録が最後の 4 か月しかない。  
結婚するまで通称名を使用し、給与振込用の口座も通称名で開設したため、通称名で厚生年金保険に加入しているかもしれない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された人事記録、申立人から提出された預金通帳及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 3 月 12 日から 61 年 3 月 31 日までの期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、従業員の社会保険の加入状況を記録した被保険者台帳を保管しており、当該台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 61 年 4 月 1 日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「入社日から 1 年間、厚生年金保険の加入記録が無い。」、「数か月の試用期間後に厚生年金保険に加入した。」旨を述べており、記憶する入社日から厚生年金保険の資格取得日までの期間が区々であることから、A 社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、従業員ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、通称名を使用していたとすることからオンライン記録における氏名検索及び A 社に係る事業所別被保険者名簿

を確認したが、既に確認されている被保険者記録以外に申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人から提出された預金通帳により、申立期間のうち一部の期間について振り込まれた給与の総額は確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことは推認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1446 (事案 1105 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 7 月 10 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は、大学に入学した昭和 40 年 4 月 1 日から卒業する 44 年 2 月末頃まで、A 奨学生制度の第 1 期生として、B 新聞 C 直配所に勤務したが、厚生年金保険の記録が前 3 か月、後ろ 8 か月が切れていることに納得できない。

今回の再申立てに際して、D 社における申立期間の勤務を証明する資料として、A 奨学会 E 事務局発行の在籍証明書を提出するので、再調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の D 社における昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 43 年 7 月 10 日から 44 年 3 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) A 奨学生制度第 1 期生の同僚の厚生年金保険の被保険者記録は申立人と同様に 40 年 7 月 1 日からとなっていること、ii) 同社は 43 年 7 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、閉鎖登記簿謄本においても同社が同年 7 月 10 日に株主総会の議決により解散していること、iii) 前述の同僚の記録はいずれも申立人と同様に同年 7 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 奨学会 E 事務局発行の在籍証明書を提出しており、申立人が申立期間①及び②において A 奨学生制度第 1 期生として、B 新聞 C 直配所に在籍していたことを証明することができるとして、再度申立てを行っている。

申立期間①について、前述の在籍証明書により、申立人が A 奨学生制度第 1 期生として、B 新聞 C 直配所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に昭和 40 年 4 月から B 新聞の各直配所に勤務

していたとする同制度第1期生の同僚の大多数は、当時、各直配所の従業員に係る厚生年金保険を統括していたとされるD社において、同年7月1日又はそれ以後の時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、今回新たに証言のあった同制度第1期生の複数の同僚についても、「最初の3か月は試用期間であったと思う。」と述べている。

また、厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人に係る厚生年金保険記号番号は、D社の被保険者14人と共に昭和40年8月6日に払い出されていることが確認でき、当該14人の同社における資格取得日の内訳は、同年7月1日が1人、同年8月1日が13人であることから、申立人の同社における資格取得日が同年7月1日であることについて不自然さは無い。これらの状況を踏まえると、当時、同社は奨学生の多くについて、採用後3か月間は厚生年金保険に加入させていなかった様子が見える。

申立期間②について、申立期間①と同様に前述の在籍証明書により、申立人がA奨学生制度第1期生として、B新聞C直配所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社は、昭和43年7月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また閉鎖登記簿謄本においても同社が同日に株主総会の決議により解散していることが確認できる。当時を知る直配所の経営者の一人は、「昭和43年頃まで各直配所に勤務する従業員の厚生年金保険の手続を一箇所で統括していたが、途中で無くなったことを記憶している。それ以後の厚生年金保険の加入については、各直配所の経営者の判断に任されていた。」と述べている。また、同氏は「D社が統括していた厚生年金保険が無くなったことを受け、すぐに厚生年金保険に単独で加入した直配所はほとんどなかったと思う。」とも述べているところ、申立人と同様に同年7月10日にD社における被保険者資格を喪失している同僚の記録を見ると、当該同僚は引き続き各直配所に勤務していたと述べているにもかかわらず、その大多数の同僚に同日以後の期間において未加入期間が見られ、同証言を裏付ける状況がみられる。

また、申立人が勤務していたとされるC直配所については厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同直配所の経営者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない上、同経営者自身の被保険者記録が確認できるF社の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、A奨学会は、各直配所に勤務する奨学生の雇用契約については、各直配所との間で個々に締結しており、B新聞E本社は、社会保険事務手続に関与しておらず、奨学生の社会保険の適用等については一切不明であるとしている。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。